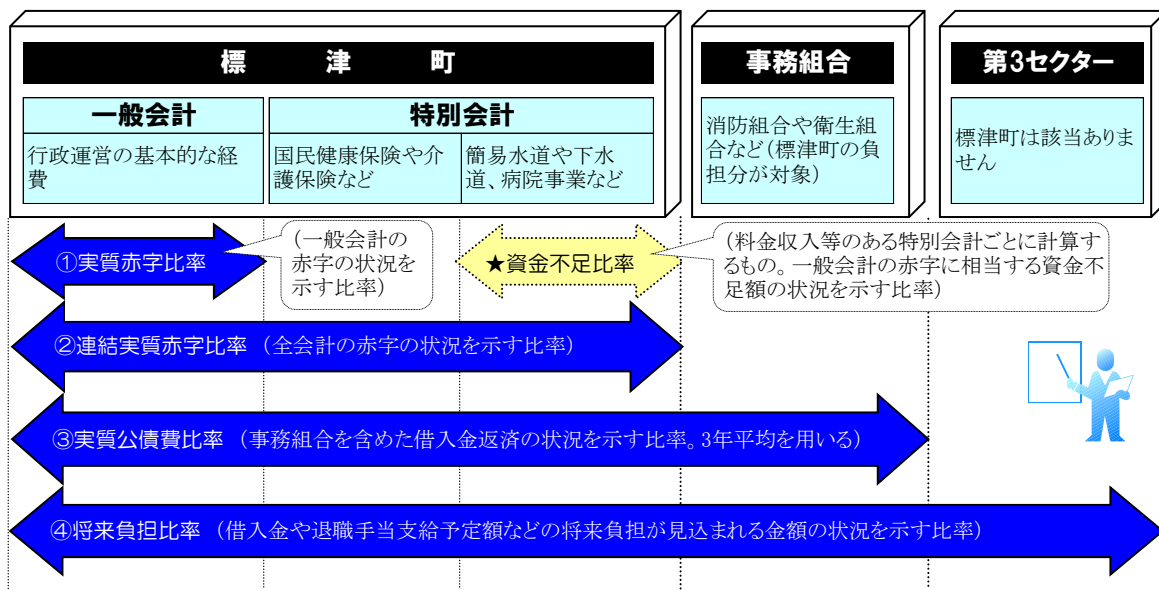


財政健全化判断比率の算定状況

令和5年度決算ベース

＝健全化判断比率の概要＝

この法律では4つの比率で自治体財政の健全性が、1つの比率で公営企業（料金収入のある特別会計）の経営の健全性が判断されます。対象となる会計や事業は次のとおりです。



＝健全化判断比率の算定結果と基準＝

令和5年度決算に係る比率の算定結果と健全化を判断する基準は次のとおりです

★健全化判断4比率

比率区分	健全化判断比率		令和5年度の算定内容	健全化判断基準	
	令和5年度	令和4年度		早期健全化（黄信号）	財政再生（赤信号）
①実質赤字比率	—	—	一般会計が黒字となったことから、赤字比率は算定されません。【参考：黒字比率6.4%】	15%以上	20%以上
②連結実質赤字比率	—	—	全会計の合計が黒字となったことから、赤字比率は算定されません。【参考：黒字比率17.4%】	20%以上	30%以上
③実質公債費比率	8.7%	8.2%	公債費償還額の増加などにより若干比率は上昇しましたが、引き続き健全な状況にあります	25%以上	35%以上
④将来負担比率	—	—	充当可能財源が将来負担額を上回るため、負担比率は算定されません。【参考：負担比率 ▲5.4%】	350%以上	

★資金不足比率

会計区分	令和5年度の比率	算定内容等
病院会計	—	各会計とも資金不足額がないため資金不足比率はありません。（前年度も比率はありませんでした。）
簡易水道会計	—	
下水道会計	—	
金山休養施設等会計	—	〔経営健全化基準は20%以上〕

『全比率』とも健全化の基準に達しない良好な水準です